

研究ノート

土 橋 寛

一、中臣宅守流刑の原因について

万葉集卷十五の後半は中臣宅守と狭野茅上娘子の贈答歌六十三首によって占められているが、茅上娘子はその奔放な情熱的歌風によって、万葉女流歌人の中でも特異な存在として知られている。

この贈答歌群が作られた背景は、詞書に「中臣朝臣宅守娶三藏部女婦狭野茅上娘子之時、勅断_三流罪_二配_一越前国也。於是夫婦相_三嘆易_レ別難_レ會、各_三陳_二勸情_一贈答歌六十三首」とあることによって、一応明らかであるが、宅守が越前に流刑に処せられた理由

については、明らかでない。

この点については童蒙抄以後、右の詞書によって宅守が茅上娘子と通じたことが咎められたものとする説が通説のようになっていたが、近年上田敦子氏が「中臣宅守小論——その配流の原因を中心として——」（『国文目白』第一号、昭和三七年三月）という論文で、この通説を批判された。その要旨は、(1)題詞は二人の結婚が流罪の原因であることを示してはおらず、流罪の時期を示しているだけである。(2)もし二人の結

婚が罰せられるような非合法のものであったなら「娶」でなく「姁」の文字が用いられるはずである。(3)また二人の結婚が非合法なら、二人とも流罪に処せらるべきである、という点にあり、(2)(3)の点に関する例証として『続日本紀』天平十一年三月「庚申、石上朝臣乙麻呂坐_レ姁、久米連若売、配_二流土左国、若売配_二三_一総国焉」の条をあげられている。論拠いすれも肯かれるものばかりで、通説は完全に崩れたといつてよい。

それでは宅守流刑の原因は何か。上田氏は『続日本紀』天平十年七月「丙子、左兵庫少属従八位下大伴宿禰子虫、以_レ刀斫_二殺_一右兵庫頭外従五位下中臣宮處連東人」の記事をあげ、右の東人を宅守の父と見て、宅守は自分の父を殺した子虫を、復讐のために殺害したために、配流されたのではないかとの新見解を示された。しかしこれについては沢瀉博士の『注釈』で、宅守の父の中臣朝臣東人は天平五年三月に従四位下

に叙せられているから、右の「中臣宮處連東人」は別人であることを明らかにされたので、問題は再転して振出しに戻ることになったのである。

○
そこで改めて流罪の原因を考えてみなければならぬわけであるが、どうやらそれに関係があると思われる歌が宅守の歌の中にあるのである。宅守と娘子の贈答歌は、それぞれ相手を想う恋情を歌い上げたものばかりであるが、宅守の歌の中にさうではないう歌が一、二混っている。

さす竹の大宮人は今もかも人なぶりのみ好みたるらむ 一云、今
さへや (十五、三七五)
本文を口訳すると、大宮人たちは、昔も人をなぶり擲擄っていたが、今も相変らず人なぶりを好んでしていることだろうか、ということになる。「今」は自分(宅守)が配流されている時点であり、「昔」はまだ大宮に仕えていた頃をさすわけである。

「今さへや」となると、昔も人なぶりをしていたが、それだけで足りないで、自分が配流された今もそれをやっているだろうか、という意味になる。「も」「さへや」何れにしても添え加える意味であるから、

「今もかも」「今さへや」には自分が配流された「今」は人なぶりをやめ、べきなのに、その今さへも相変らず人なぶりをしているだろう、という非難めいた気持が言外にあるのであって、それは「今さへや」の場合とくに強い。いったい宅守が、「今」という時点において大宮人の「人なぶり」を問題にしているのは、どういうわけか。

そこで従来の注釈書を見ると、右に述べた「も」「さへや」の具体的な意味を説明したものが見当たらないのである。

(1) 娘子との恋愛事件で自分が配流されたので、自分や娘子を大宮人たちが面白がって嬲り、また自分のいない間に娘子にふざけているだろう、の意。

(代匠記・古義)

(2) 自分が配流になった後に残された娘子が人のなぶり者になっているだろうかと、心を配る心持。(全釈・私注)

(3) 自分の居る時もなぶられたが、今もやはり娘子はなぶられているだろうと気の毒に思っている。(全注釈)

(4) 従来の注釈書は娘子をいじめる意に解しているが、むしろ一般的な男女の問題を真剣に考えないで、人嬲りを事としていられるだろう、の意に解すべきである。(注釈)

以上が主な説の要旨であるが、さきに述べた疑問に答えてくれるものは見当たらない。つまり「今も」「今さへや」の解釈ができていないのである。

「今も」「今さへや」の具体的な意味は、私にも分からない。しかし歌を贈られた相手の茅上娘子には、よく分かったはずである。和歌とくに贈答歌においては、当

事者たちの共通の経験を踏まえて作られるために、当事者たちには分かるが、第三者には何のことかさっぱり分からない、という場合がよくある。それは古典だけでなく、現代の短歌でも同じである。かつて中野好夫氏はそれを「短歌の不安定性」と呼び、荒正人氏はそれを「約束」と呼んで、「約束の破棄」を提唱したことがある。（「短歌研究」昭和二十四年四月号参照）。

この歌の分かりにくさも、恐らくこの種類のもので、「今も」「今さへや」の解釈を可能にするためには、我々には分からないが、守宅と娘子とは知っているであろう共通の経験をいろいろと想像してみる必要がある。そこで私は次のような想像をしてみたいのである。

○
大宮人たちは宮廷に出仕してそれぞれの政務にたずさわるわけであるが、政務の暇には控の間で雑談したり、勝負事や遊戯に

熱中する。時には執務時間中に、サボって遊ぶこともあるであろう。神龜四年正月某日、天にわかに掻き曇って、雷電が鳴り始めたことがあった。こういう時には天皇の近侍の侍従や侍衛は、すぐさま天皇の身边を護衛する態勢を取らねばならないのであるが、その時肝心の侍衛たちは、外の廷臣たちと一緒に春日野に出て打毬を楽しんでいた。彼らが大目玉を食ったことはもちろんで、授刀寮に閉門を仰せつけられたことが万葉集卷六に出ている。

大宮人たちが政務の暇や侍宿の時に、雑談に花を咲かすような場合、雨夜でなくても、女の品定めか、「人なぶり」的な悪口であることは、昔も今も変わらぬことであろう。その「人なぶり」も、「社交的悪口」である間はよいが、どうかすると話の勢で現表的インタレストを持ちこんでしまい、喧嘩になりがちなことも、周知のとおりである。ある時たまたま宅守または新婚の妻

茅上娘子がそういう「人なぶり」の檜玉にあげられ、度が過ぎたために、かっとなつた宅守が剣を抜いて相手を傷害した、というようなこともありえないことではない。さきに触れた天平十年七月の大伴子虫の傷害事件も、政務の暇に中臣宮處東人と囲碁をしていた時、たまたま話が長屋王のことに及んで、激怒した子虫が剣で東人を殺害してしまったのである。子虫はかつて長屋王に仕えて恩遇を蒙ったことのある人であり、殺された東人は天平元年二月、長屋王に謀反の志があると密告して、王を自殺に追いやった人物である。

宅守の場合、彼の怒った原因が政治的な問題であったか、私的な問題であったかはもちろん不明であるが、茅上娘子との結婚当初であったことから考えると、娘子に関するやっかみ半分の中傷であった可能性もないことはない。

そこでそういう傷害事件を起こした場

合、どういふ刑罰が加えられたか、ということが次の問題になる。養老の「鬪訟律」を見るに

凡鬪毆殺人者絞。以刃及故殺人者斬。雖因鬪、而用兵刃者、與故殺同云々

とあり、争つて相手を殴り殺した場合に絞首刑、刀で殺した場合は、殺意をもって刀を用いた場合であっても、争い事で刀を用いた場合であっても、「故殺」として斬首刑に処せられる。「斬」は「絞」よりも重く、刑罰の中でもっとも重い死刑の中でも、特に重い極刑である。捨殺刑は、養老律にはまた現われていない。

さて宅守がもし、さきに仮定したような事情で殺人罪を犯したとすれば、それは「故殺人」に該当するわけであるから、律の規定によれば「斬」に処せらるべきで、越前という近国への流刑は軽すぎることになる。しかし律の規定は、有位者には「除

免官当」「議請減贖章」という官位、爵位

による刑量減免の特典があつて、宅守もその適用を受けたことが考えられるし、さらに注意すべきことは、聖武天皇が神龜二年（七二五）十二月、「死者不可生、刑者不可息」という先典の本文（『史記』孝文本紀）によつて、在京天下諸国の現禁の囚徒に対し、死罪は流罪に、流罪は徒刑（勞役）に、徒刑以下は刑部省の奏に依ること

を詔して以来、寛刑の傾向が生じたことで、とくに死刑は八虐のような国家的重犯罪を除いては、実際には課せられることがなくなり、嵯峨天皇の弘仁元年（八一〇）に謀反の罪によつて藤原仲成が誅せられた後は、朝廷で死刑の判決が下されても、別勅をもつて一等を減じ、遠流に処する慣例を生じて、死刑は実質上廢止されることになった。死刑が復活されたのは、保元の乱の時（一一五六）、源為義に対してである。

（石井良助「刑罰の歴史（日本）」——『法

律学体系』第二部所収——参照）。

宅守が流刑に処せられた年は明文がないが、天平十二年（七四〇）にはすでに越前の配地におり、配流の時期は天平十年（七三八）ごろであろうと推測されている。天平十年といへば、神龜二年の死刑廢止の詔から十三年後で、たとえ故殺人、謀殺人の罪を犯しても、流罪が適用されたはずであり、現に天平十二年六月の恩赦の詔がそれを証明している。

天平十二年の恩赦は、特別の理由なしに行われたもので、そこにも刑罰輕減の傾向が認められるわけであるが、この時恩赦から除外された犯罪、及び犯罪者の氏名が『続日本紀』に出ている。恩赦から除外されたのは「其監臨主守自盜、盜所三監臨、故殺人、謀殺人、謀殺人殺訖、私鑄錢作具既備、強盜竊盜、斬他妻、」の犯罪を犯した者、及び「中衛舍人、左右衛士、衛門府衛士、門部、主帥、使部等」で、前者は職

権を濫用して私腹を肥やす罪、殺人の罪、貨幣偽造の罪、強盜竊盜の罪、姦通の罪で、八虐に次ぐ悪質罪と考えられたため、後者は天皇の親衛軍の兵士という特に忠誠を要求される身分であるために、恩赦から除外されたものと思われるが、「故殺人」「謀殺人」の罪を犯した者がここにあげてあるのは、彼らが死刑に処せられないで、生きてゐることを示すものであり、それはたぶん一等を減じて流罪に処せられていたと考えられる。その除外例の中に中臣宅守、石上乙磨の名が見えるのであって、宅守がさきに仮定したような「故殺人」を犯したとすると、「勅断」によって流刑されたことも、また恩赦に漏れたことも、説明がつくのである。

のみならず、そのような傷害事件を仮定すると、さきにあげた「今も」「今さへや」の解釈も、はじめて可能になってくる。つまり大宮人たちは昔も人なぶりをして、そ

のために自分は傷害事件を起こしてこの越前国に配流される身の上になったのであるが、そんな今においてもなお大宮人たちは人なぶりを好んでやっているであろうか、といわば自分の配流の原因となった大宮人の悪癖、悪趣味に対する憤懣を訴えているのである。そしてその訴えは、いきさつを知っている茅上娘子にはよく理解されたという以上に、強い共感を呼びおこすものであったはずである。

このように考えてみると「さす竹の大宮人は」という言葉にも、ある特別な心持がこめられていることが分かる。宅守自身もかつては「大宮人」——たとえ六位以下の下級官人ではあっても——であったはずであるが、今は流罪に処せられて、官位を失い、一庶人にすぎぬ身の上である。そのような彼が、かつての同僚たちを「さす竹の大宮人」と呼んでいる心持の中には、庶民からは遠い雲の上の大宮人でありながら

「人なぶり」を事とする悪趣味に対する軽蔑や恨み、そんな心の動きも含まれているが感じられると思う。

○

宅守の歌にはもう一つ

世の中の常のことわりかくさまになり
来にけらしすゑし種から(十五、三六)
というのがある。世の道理によって、自分の蒔いた種のために、こんな悲しい身の上になってしまったのだろうか。誰が悪いのでもない自分が悪いのだ。という意味である。ところが「すゑし種」とは具体的に何を意味するかが不明で、代匠記にこの句を「末の種から」と訓んで「末世の業因」と

解し、これが先入観となったものか、古義は「すゑし種」と訓みながら「前世に蒔置きし業因」の意に解し、全釈もこれに従ったが、このことばは「自分の所業を自認し」(全注釈)た言い方であるから、自分が知りもしない前世の業因を指して言った

ものとは考えがたい。その後の注釈書はさすがに前世の業因説を捨ててはいるが、かといって「すゑし種」を具体的に考えようとはせず、辞書的な解釈で済ませている。

この歌もさきのような傷害事件を仮定すると、よく理解できるのである。「さす竹の」の歌が、自分の配流の原因を大宮人の「人なぶり」にあるとして、彼らに対する憤懣を歌っているのに対し、この歌ではたとえ彼らがどうであろうと、自分がじつとこらえてさえおればよかったのだ。かっとなつて刀を抜いた自分が悪かったのだと、

宅守の心は内省の方向に向いている。配流の身になって、そのよつて来たる所をあれこれと思ひ悩んでいる宅守の心が、こうした一見反対の気持の表現にもなつたのである。

ただし石のような仮定にとつて都合の悪い歌が娘子の歌の中に一首ある。

宮人の安眠も寝ずて今日今日と待つら

むものを見えぬ君かも(十五、三七)

がそれで、彼女は大宮人たちが夜もろくろく寝ないで、宅守が帰つて来るのを待つてゐるように歌っている。もし宅守が同僚を

殺害して流罪に処せられたものならば、大宮人たちがこんなに宅守を待ちこがれることは、ありえないだろうし、娘子が大宮人の心持をそのように歌うこともないであろう。

しかし宅守がどんな事情で流罪に処せられたにせよ、同僚の大宮人たちが「安眠も寝ずて今日今日と待つ」ということは、まず考えられぬことで、旅に出ている者を、夜もろくろく寝ないで待ちわびるのは、家族(恋人・妻を含めて)以外にはないはずであり、万葉の例からいっても家族以外にそのようなことを歌つた例は存在しない。

つまり流罪の原因が何であるかということにかかわりなく、この歌はおかしいのであつて「宮人」は「家人」の誤寫であろうと

する略解・古義の説に従うべきものと考えられる。それならばこの歌は、先の仮定にとつて、何ら支障とはならない。

○

中臣宅守の流罪の原因が何であつたかは、文獻の上にも何ら明文はなく、右に述べた傷害事件ということは、私の想像であり、前掲の二つの歌の解釈を可能にするための仮説にすぎない。従つて歌の解釈をより以上に可能にする他の方法が発見されるならば、取下げるべき性質のものではある。しかしさきにあげた宅守の歌の解釈がまだ成功していない現在の時点では、自己仮説はそれを可能にするものとして、自己主張の権利があるだろうと思ふのである。